

第3次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画） 策定支援業務仕様書

1 業務名

第3次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）策定支援業務

2 期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 目的

健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画を策定するために、令和4年度に実施した基礎調査結果をもとに、令和6年度から令和17年度までの計画期間とする「第3次砺波市健康プラン 21（砺波市健康増進計画・自殺対策計画）」（以下「本計画」という。）を策定するために必要な支援を行うことを目的とする。なお、砺波市における自殺対策計画期間が同時期に満了となるため本計画では、自殺対策計画を踏襲する形で計画策定を行うものとする。

4 業務内容

（1）課題の整理・抽出

昨年度に実施した基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、課題を整理し、重点課題を抽出する。

（2）検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・富山県の施策及び砺波市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

（3）計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

（4）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを砺波市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（5）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

5 成果品

計画本編（A4判、100頁程度、1色）：データ納品

計画概要版（A4判、8頁程度、4色刷、デザインレイアウト）：データ納品

6 計画策定スケジュール

日 程	内 容
令和5年 8月上旬	第1回 幹事会 「健康プラン 21(第2次)」 「自殺対策計画」 評価
令和5年 8月下旬	第1回 策定委員会 「健康プラン 21(第2次)」 「自殺対策計画」 評価
令和5年 11月上旬	第2回 幹事会 「第3次健康プラン 21」素案審議
令和5年 11月下旬	第2回 策定委員会 「第3次健康プラン 21」素案審議
令和6年 1月中	パブリックコメント
令和6年 2月上旬	第3回 幹事会 「第3次健康プラン 21」最終審議
令和6年 2月下旬	第3回 策定委員会 「第3次健康プラン 21」最終審議

7 その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・ 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び富山県から示されるなど状況が変化した場合には、砺波市と協議の上、本業務内容を変更することができる。